|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （（表） | ※　登　　録　　番　　号 |  |
| ※　狩　　猟　　免　　許 |  |
| ※　 |  |
|  | ※　放鳥獣猟区の区域の登録の有無 |  |
| ※　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第65条第１項第７号から第９号までのいずれかに該当する者か否かの別 |  |
| ※整理番号 |  |  | ※　対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 |  |
| 　愛媛県知事　　　　　　　　様年　　月　　日　 |  |  |
| 写　真 |
|  |
| 住所 | 〒電話番号　　　　　　 | （愛媛県収入証紙貼付欄） |
| ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　 月　 日生 | 性別 | □男□女 |
| 1. 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに第２種銃猟免許に係る登録を申請する場合にあっては所持する免許の種類を選択し、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載すること。なお、第１種銃猟免許の所持者が空気銃のみを使用する場合は、第２種銃猟免許に係る登録を申請すること（「第２種銃猟免許に係る登録」の□の中に***レ***印を付すこと。）。
 |
| □網猟免許に係る登録 | 網 | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年　月　日 | 狩猟免状の番号 |
| 号 |
| □わな猟免許に係る登録 | わな | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年　月　日 | 狩猟免状の番号 |
| 号 |
| □第１種銃猟免許に係る登録 | □ ライフル銃□ 散弾銃□空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） | 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年　月　日 | 狩猟免状の番号 |
| 号 |
| □第２種銃猟免許に係る登録 | 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） | 所持する免許の種類 　□第１種銃猟免許　□第２種銃猟免許 |
| 都道府県知事名 | 知事 | 交付年月日 | 年　月　日 | 狩猟免状の番号 |
| 号 |
| 1. 狩猟をしようとする場所
 |
| □　県の区域全部 | □　放鳥獣猟区の区域 |
| (3)　省令第65条第１項第７号から第９号までのいずれかに該当する者であるか否かの別 |
| □　省令第65条第１項第７号（許可捕獲等をした者）に該当□　同項第８号（許可捕獲等に従事した者）に該当□　同項第９号（認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者）に該当□　いずれにも該当しない。 |
| (4)　対象鳥獣捕獲員であるか否かの別 |
| □　対象鳥獣捕獲員である。 | 対象鳥獣捕獲員として所属する市町名 |
| □　対象鳥獣捕獲員でない。 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| (5)　狩猟免許の効力の停止の有無（ある場合は、停止期間を記載すること。） |
| 狩猟免許の効力の停止の有無 | □有　□無 | 停止の期間 | 年　月　日から　　年　月　日まで |
| (6)　猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第１種銃猟免許又は第２種銃猟免許の場合) |
| 第 １ 種銃猟免許 | ライフル銃 | 猟銃・空気銃所持許可証番号 | 号 | 交付年月日 | 年　月　日 |
| 散弾銃 |
| 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） |
| 第 ２ 種銃猟免許 | 空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。） |
| (7)　省令第67条の要件に関する事項 |
| 共済事業 | 法人名 | 対象損害 | 給付額 | 被共済の期間 |
|  |  |  |  |
| 損害保険契約 | 保険会社名 | 対象損害 | 保険金額 | 被保険期間 |
|  |  |  |  |
| 資産保有 |  |
| (8)　職業分類（具体的職業名　　　　　　　　　　　　　） |
| □　専門的・技術的職業従事者　　□　管理的職業従事者　　□　事務従事者　　□　販売従事者□　農林業作業者　　□　漁業作業者　　□　採鉱・採石作業者　　□　運輸・通信従事者□　技能工・生産工程作業者　　□　単純労働者　　□　保安職業従事者　　□　サービス職業従事者　□　分類不能の職業従事者　　□　無職 |
| (9) 個人情報の取扱い　申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありません。 |
| 個人情報の提供（国が提供する情報システムでの管理）の同意 | □　同意する。　□　同意しない。 |

（裏）

（裏）

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　２　狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。

　　３　※印欄は、記載しないこと。

　　４　□のある欄は、該当する□の中に***レ***印を付すこと。

　　５　次に掲げる書類及び写真を添付すること。

(1) 省令第65条第１項第６号に規定する要件を備えていることを証する書類

(2)　県の区域外に住所を有する者にあっては、現に狩猟免許を受けていることを証する書類（申請者が狩猟免状を提示する場合を除く。）

(3)　申請前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真２枚（裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものに限り、うち１枚を「写真」欄に貼付すること。）

(4)　省令第65条第１項第７号の規定に該当する者である場合にあっては、同号に規定する許可捕獲等に係る鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第９条第７項の許可証の写し又はこれに準ずる書面及び当該許可捕獲等に係る同条第13項の規定による報告を記載した書類又はこれに準ずる書類

(5)　省令第65条第１項第８号の規定に該当する者である場合にあっては、法第９条第９項に規定する従事者証（以下「従事者証」という。）の写し又はこれに準ずる書面並びに従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類又はこれに準ずる書類

(6)　省令第65条第１項第９号の規定に該当する者である場合にあっては、省令第19条の２第２項第６号に規定する捕獲従事者として所属する法第18条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が受けている認定に係る認定証の写し、当該認定鳥獣捕獲等事業者の当該捕獲従事者であることを証する書面、申請前１年以内に県の区域内において当該認定鳥獣捕獲等事業者による法第18条の６第１項に規定する認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類及び当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し又はこれに準ずる書面

(7)　対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第１号）第２条第２項に規定する証明書